**○経済産業省
国土交通省
環境省告示第四十二号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年十月二十九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－36	Powerscreen チーフテン1400F	株式会社リョーキ	広島県広島市西区大芝三丁目15番24号
NS3－37	〃 Powerscreen ウォーリア1400XF	〃	〃

**○経済産業省
国土交通省
環境省告示第四十三号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年十月二十九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V308	デリカ　DAV－1600	株式会社デリカ	長野県松本市大字和田5511番11

**○経済産業省
国土交通省
環境省告示第四十四号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年十月二十九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－38	キャタピラー　A P655F	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

**○経済産業省
国土交通省
環境省告示第四十五号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年十月二十九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－39	McCloskey J40V2	キャタピラー・ソリューション・エンジニアリング株式会社	神奈川県相模原市中央区田名3700番地
NS3－40	McCloskey 512RET－2	〃	〃

**○経済産業省
国土交通省告示第四十六号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年十月二十九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－41	パワアー　BG　30－2	有限会社日本パワアー	東京都世田谷区経堂二丁目3番8号

人事異動

農林水産省

（北陸農政局次長）農林水産事務官　長田　朋二

大臣官房付に転任させる

（国土交通省北海道開発局次長）国土交通事務官　武田真甲子

農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる

国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター総括審議役　水間　史人

農林水産事務官（大臣官房付）に採用する

株式会社農林漁業成長産業化支援機構マネージングディレクター　袴田　泰三

農林水産事務官（食料産業局付）に採用する

（大臣官房審議官兼食料産業局）農林水産事務官　岩瀬　忠篤

内閣府に出向させる

（東北農政局長）同　豊田　育郎

（中国四国農政局長）農林水産技官　仲家　修一

（九州農政局長）農林水産事務官　井上　明

平成二十八年三月三十一日限りで辞職を承認する（各通）

（水産庁資源管理部審議官）農林水産技官　遠藤　久

（東海農政局次長）同　本郷　秀毅

（消費・安全局消費者行政課長）農林水産事務官　相本　浩志

（農林水産技術会議事務局研究企画課長）農林水産技官　寺田　博幹

（大臣官房付）農林水産事務官　長田　朋二

（大臣官房付）同　武田真甲子

（大臣官房付）同　水間　史人

（食料産業局付）同　袴田　泰三

辞職を承認する（各通）

（大臣官房検査・監察部検査課長）同　立川　隆雄

国家公務員法第八十一条の三の規定による期限の到来により平成二十八年三月三十一日限り退職